

広島県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
 令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
神田ファミリークリニック	尾道市沖側町二二番地三五	令和六年四月一日
かんだ薬局	尾道市神田町三番地二四	令和六年四月一日
庄原薬局	庄原市東本町一丁目一番一四号	令和六年四月一日
合同会社ラポール訪問看護ステーション	大竹市黒川一丁目八番二五号	令和六年三月一日
西条すこやか内科	東広島市西条町助実一一七二番地三階	令和六年四月一日
うえの歯科医院	東広島市西条町田口二九〇八番地二二	令和六年四月一日
やおたにデンタルクリニック	廿日市市上平良一二二番地一	令和六年三月一日
訪問看護ステーションレジハピ+	安芸郡府中町青崎東二番一三号	令和六年三月一日
セブン薬局 大崎店	豊田郡大崎上島町中野四一〇二番地二	令和六年三月一日
橋本歯科医院	世羅郡世羅町本郷八六七番地六	令和六年三月一日